

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

<b>事業名</b>	国立文化施設の災害復旧 (東京国立博物館東洋館展示設備等)		<b>担当部局庁</b>	文化庁		<b>作成責任者</b>				
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度		<b>担当課室</b>	政策課独立行政法人支援室		<b>政策課長</b>	大木 高仁			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	XII-2 文化財の保存及び活用の充実						
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	独立行政法人国立文化財機構法 (平成11年度法律第178号)第3条、第12条第1項		<b>関係する計画、通知等</b>	-						
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	東日本大震災の影響により破損した、東京国立博物館東洋館展示ケース等について、緊急に復旧工事等を行い、展示施設機能を回復させるとともに、来館者及び利用者の安全性・利便性の確保を図る。									
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東洋館展示ケース等復旧工事:展示ケース・展示照明等及び同館収蔵庫の転落防止柵取設工事の実施。</li> <li>○柳瀬荘土塀等復旧工事:柳瀬荘敷地内にある重要文化財「黄林閣」の土塀・瓦及び門扉の復旧工事の実施。</li> <li>○本館シャンデリア復旧工事:東京国立博物館本館(重要文化財)のシャンデリアの一部剥落に係る復旧工事の実施。</li> <li>○東京国立博物館茶室復旧工事:東京国立博物館敷地内にある茶室(応挙館、九条館)の外壁、戸袋等の破損に係る復旧工事の実施。</li> </ul> (補助率:定額)									
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
<b>23年度予算額 (単位:百万円)</b>	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計	
	-		-		-		175		175	
<b>成果目標 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	目標値		<b>活動指標 (アウトプット)</b> <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標		単位	23年度活動見込
	東日本大震災により被災した東京国立博物館東洋館等の災害復旧を行い、来館者・利用者の安全・安心に資することを目的としており、成果目標等を数値で定量化することは困難。			23年度	(年度)		施設・設備の復旧工事の件数	件	4	
<b>単位当たりコスト</b>	44百万円 (円/工事)				<b>算出根拠</b>	第3次補正要求額(175百万円)/工事の見込件数(4件)				
<b>事業所管部局による点検</b>										
項目					内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、『被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。』とされており、東日本大震災の影響により破損した、東京国立博物館東洋館展示ケース等の復旧工事を実施する当該事業内容と整合性があると認められる。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					来館者・利用者の安全性・利便性を確保する上で必要かつ優先度の高い事業と認められる。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					緊急に復旧工事等を実施することにより、来館者や利用者の安全性・利便性が確保されるものとなり効果的な事業と認められる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					各復旧工事の見積書の精査や法人へのヒアリング等を実施した結果、その費用や効率性も妥当と認められる。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					貴重な国民的財産である文化財の保存・活用・調査研究を行うナショナルセンターであり、同法人が事業を実施することが適切である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					貴重な国民的財産である文化財の保存・活用・調査研究を行うために、必要不可欠な事業であり、他の事業をもって実施することは困難であるとともに、法人が作成した工事等実施計画(行程表)により計画的に実施されるものとなっている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					予算成立後は法人において速やかに施工業者の入札等を行い、透明性が確保された執行に努める。また、事業実施に関して、工事契約に係る情報の公開を行うなど、事業の透明性を確保する。					